

## 利用者への権利侵害事案⑬

### 【事案】

職員による利用者への暴力行為

### 【事案の概要】

障害者支援施設で、浴室で利用者の着替えを介助していた60代の職員が、50代の利用者から平手打ちや蹴るなどの行為を受けたことに対して、利用者の頬を数回平手で打ち返すなどの行為におよんだ。双方に身体的な腫れや怪我はみられなかった。翌日、当該施設は県への報告とともに事故報告書を提出。それを受けて県は監査を実施した。その後、法人は当該職員を停職（同日退職届を受理）、理事長以下支援係長までを懲戒処分した。

### 【発生に至ってしまった背景（考察）】

上記の事案以外にも過去数ヶ月の内に当該職員の利用者への不適切な対応が確認されていることから、本事案は突発的に起きた行為ではないと推察される。

また、現場における虐待防止への取組みにあたっては、虐待防止に対する職員の正しい認識や気づきが重要であり、その認識や気づきにもとづいた支援は、利用者への個別支援の質を深めるとともにサービスの向上につながる。

しかしながら、行動障害を伴う利用者への支援が必要となる中で、日々の支援内容と虐待とみなされる行為の狭間で、「虐待」に対する捉え方と意識の共有が職員間でなされないうままに個々の職員や現場の力量に負うかたが長く続き、不適切な対応を指摘し合うこともなく、力による支援が積み上げられてきたことの結果、本事案の発生に至ってしまったものと推察される。

今後は、虐待を防ぐために利用者の障害特性や個別的なニーズを把握するためのアセスメント・モニタリング等の充実を図ること、二者関係（虐待者－被虐待者）に閉じ込められない支援環境づくり、牽制体制づくりや虐待防止チェックリストを活用した虐待防止体制の構築・充実等を図る協議、研修等を徹底していくことが必要である。